

# **第2期土佐町子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年（2020年）3月  
土佐町**

## 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の性格 .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況</b> .....	<b>4</b>
1 人口・世帯の状況 .....	4
2 結婚・就業の動向 .....	10
3 保育園・学校の状況 .....	12
4 アンケート調査結果の概要 .....	14
5 アンケート調査結果からの課題 .....	21
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>22</b>
1 計画の基本理念 .....	22
2 基本目標 .....	23
3 施策体系 .....	24
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>25</b>
1 安心して産み育てることのできるまちづくり .....	25
（1）妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 .....	25
（2）すべての子育て家庭への支援 .....	25
（3）仕事と子育ての両立支援 .....	28
（4）子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり .....	28
（5）子どもの尊厳と安全の確保 .....	29
（6）支援を必要とする子どもと子育て家庭への取り組みの推進 .....	30
（7）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	31
2 地域のみんなで子育てを支え合うまちづくり .....	32
（1）地域の子育ての場とネットワークづくり .....	32
（2）子どもの居場所づくりの推進 .....	32
3 「自ら学び考え、行動する力」を育むまちづくり .....	33
（1）学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもの育成 .....	33
（2）保小中高連携教育の推進 .....	34
（3）思春期保健対策の充実 .....	34
<b>第5章 事業計画</b> .....	<b>35</b>
1 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 .....	35
2 教育・保育提供区域の設定 .....	36
3 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策 .....	36

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 .....	40
<b>第6章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>50</b>
1 推進体制.....	50
2 計画の広報・啓発.....	50
3 国・県との連携.....	50

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下をもたらしており、近年、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等も変わってきています。土佐町においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のなか、国においては、次世代の社会を担う子どもを健やかに生ま育てる環境整備を図るため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組みを進めてきました。

その後、平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年に本格的に開始しました。

子ども・子育て支援新制度では、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

本町では、子ども・子育て支援制度に基づき、平成 27 年に「土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携し、協働しながら、子どもや子育て支援のための取組みを進めてきました。今後も、子どもの健やかな育ちを支え、子どもの最善の利益を守るとともに、結婚や出産・子育てがしやすい環境づくりなど、子どもを産み・健やかに育てるための課題を解決するためには、「幼児期における質の高い教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みが必要となります。また、子どもや子育てを取り巻く社会状況の変化により、支援を要する子どもの増加、貧困問題、定住外国人の増加など、新たな行政需要も生まれています。

そこで、令和2年度から令和6年度の5年間を一期とする「第2期土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念の下、住民総ぐるみで妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援に取り組む社会の実現を目指します。

## 2 計画の性格

### (1) 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

また、本町の最上位計画である「土佐町振興計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図るとともに、国際目標のSDGs(Sustainable Development Goals)の要素を反映しつつ、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

### (2) 次世代育成支援行動計画等との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法として成立されましたが、平成26年の改正によりさらに10年間延長され、行動計画については任意策定となりました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

平成 22～26 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
次世代育成支援行動計画（後期計画） 	<b>第1期計画</b>									
			中間 見直し		改定	<b>第2期計画</b>				改定

## 4 計画の策定体制

### (1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	○就学前児童の保護者 ○小学生児童の保護者
調査実施期間	平成31年1月16日～1月31日
調査方法	保育所・学校を通じての配布回収（一部郵送による配布回収）
調査数	○就学前児童の保護者 113世帯 ○小学生児童の保護者 65世帯
回収数（率）	○就学前児童の保護者 91世帯（80.5%） ○小学生児童の保護者 53世帯（81.5%）

### (2) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等からなる「土佐町子ども・子育て会議」を設置、開催して、本町における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

### (3) 国・県との連携

計画策定に当たり、国や県の示す考え方や方向性等と整合性を確保しながら策定しました。

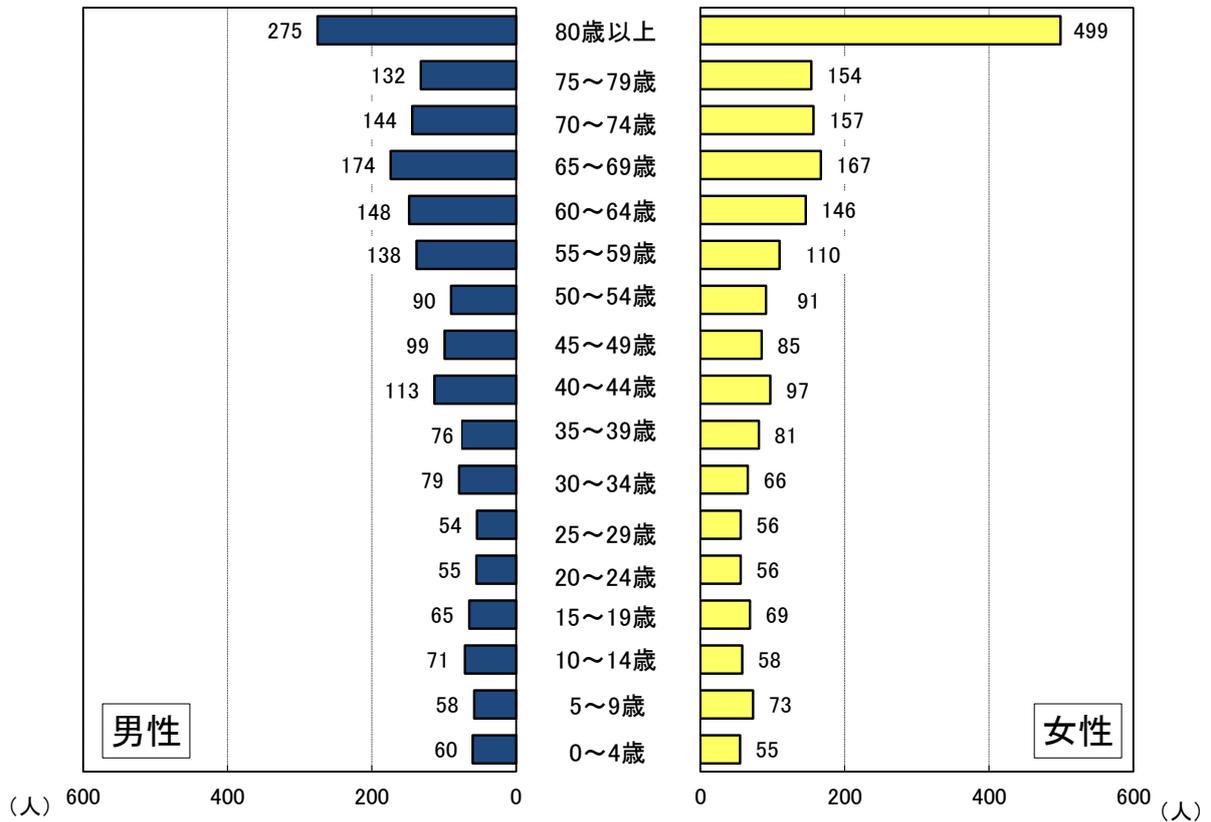
# 第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

## 1 人口・世帯の状況

### (1) 人口ピラミッド

本町の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも55歳以上の年齢層が多く、35歳未満の若年層が少なくなっています。特に結婚期である20歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

【人口ピラミッド (平成31年4月1日現在)】



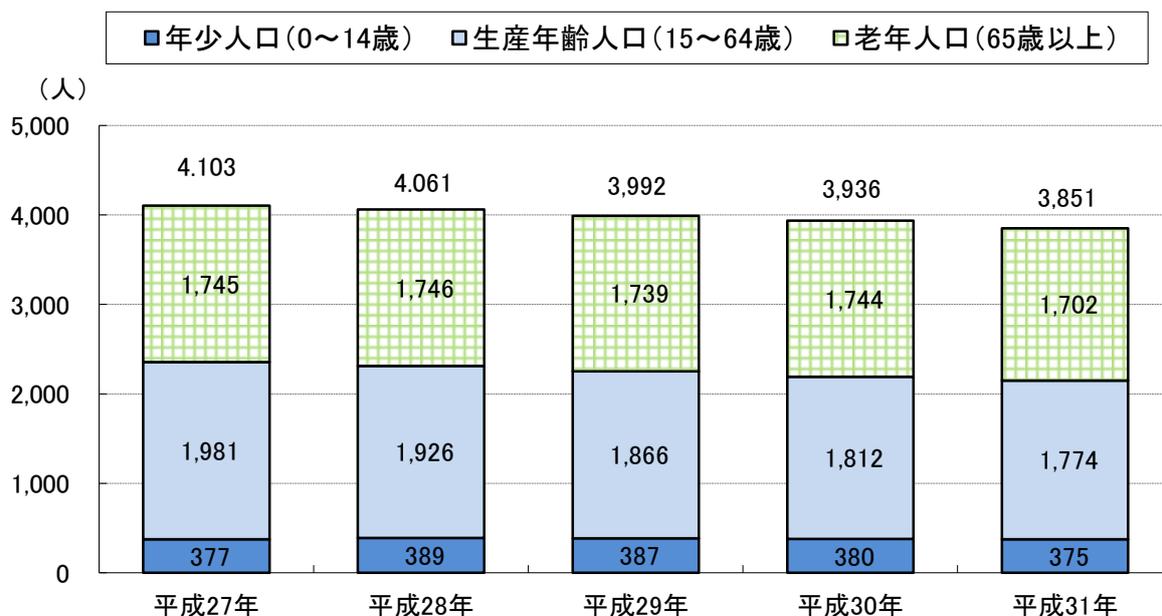
出典:住民基本台帳

## (2) 人口の推移

直近5か年の人口の推移をみると、いずれの区分も減少傾向にあります。特に生産年齢人口は減少の一途を辿っており、総人口は減少を続けています。

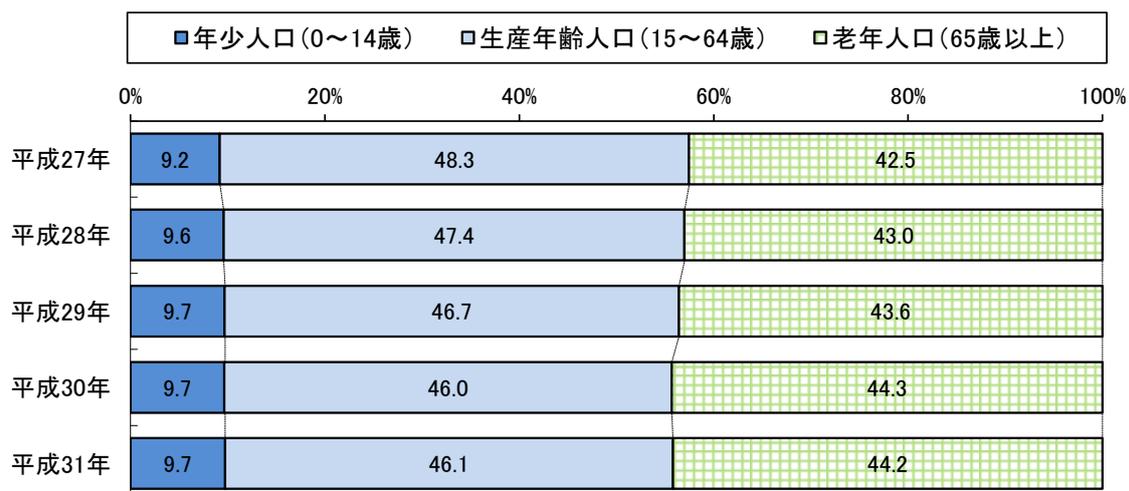
年齢3区分人口割合は、平成31年で年少人口9.7%、生産年齢人口46.1%、老年人口44.2%となっています。年少人口割合は、平成28年以降は横ばいとなっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



出典: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

【年齢3区分人口割合の推移】

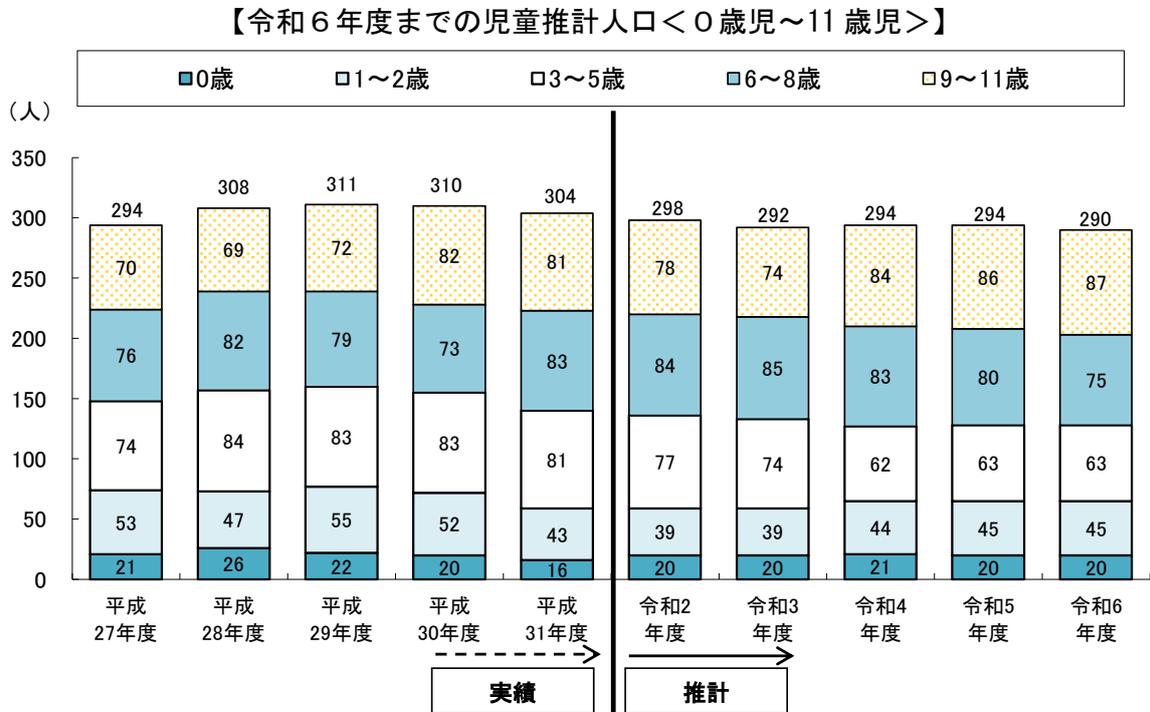


出典: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

### (3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの子ども人口は、平成29年度までは増加傾向にあるものの、それ以降は平成30年度、31年度と減少しています。

推計人口においては、ほぼ横ばいの数値での推移が見込まれています。



出典:【実績】住民基本台帳(各年4月1日現在)

【推計】平成27~31年の実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

#### 【令和6年までの0歳児～11歳児の推計人口】

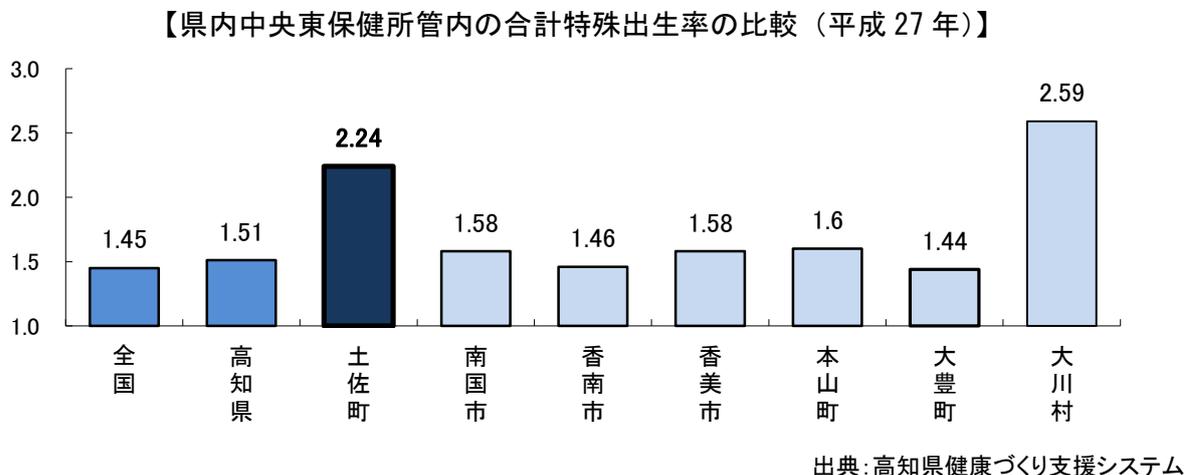
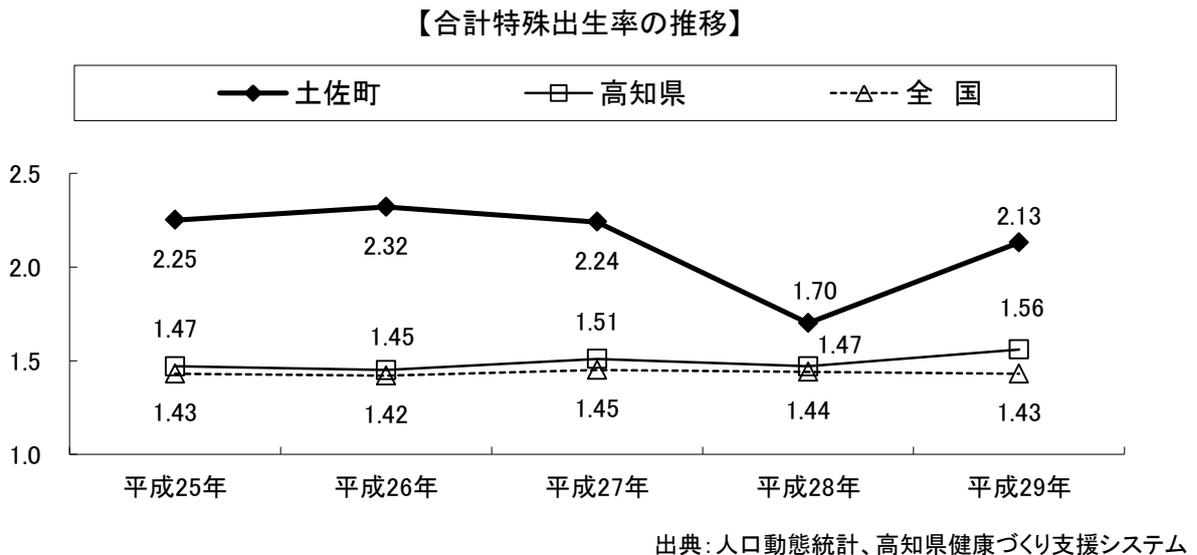
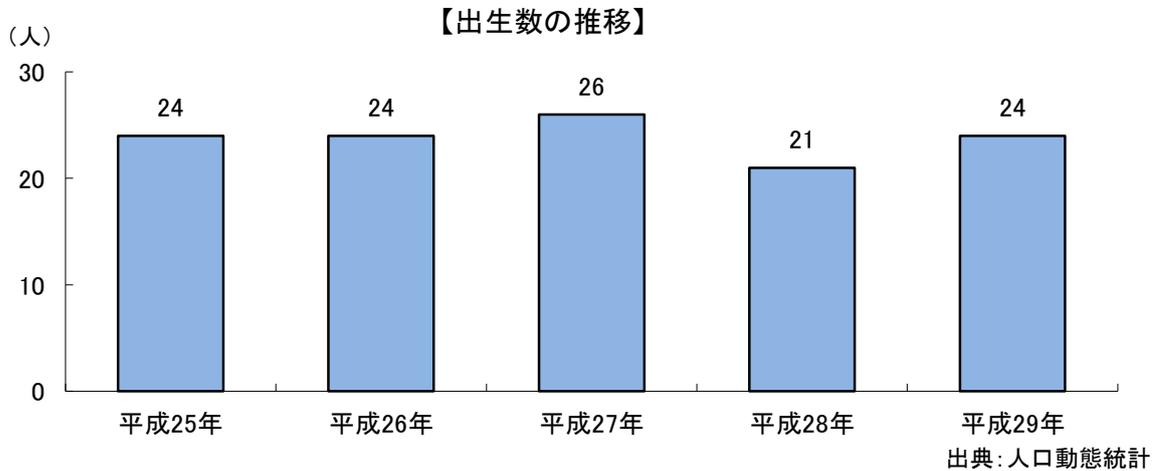
単位: (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	20	20	21	20	20
1歳	17	22	22	23	22
2歳	22	17	22	22	23
3歳	22	23	18	23	23
4歳	29	22	22	18	22
5歳	26	29	22	22	18
6歳	25	27	30	22	22
7歳	32	25	27	30	22
8歳	27	33	26	28	31
9歳	24	27	33	26	28
10歳	23	24	27	33	26
11歳	31	23	24	27	33
総児童数	298	292	294	294	290

#### (4) 出生の動向

本町の出生数は21～26人程度で推移しています。

合計特殊出生率は高知県及び全国を上回る値で推移しており、県内中央東保健所管内の市町村との比較においても、大川村に次ぐ数値となっています。



## (5) 人口動態の推移

出生から死亡を差し引いた自然増減はいずれの年もマイナスであり、転入から転出を差し引いた社会増減は平成27年、29年ではプラスとなっています。

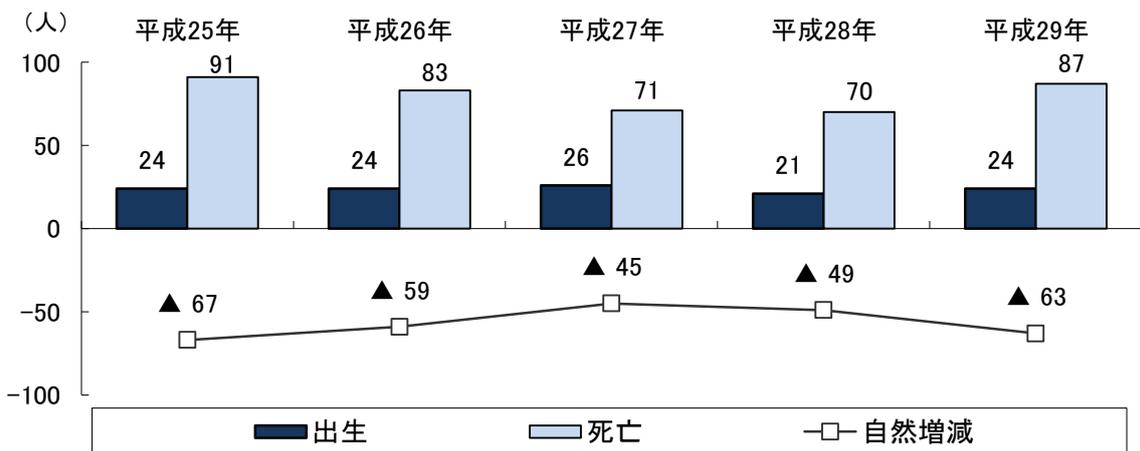
【人口動態の推移】

単位：(人)

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成25年	▲ 97	24	91	▲ 67	116	146	▲ 30
平成26年	▲ 71	24	83	▲ 59	119	131	▲ 12
平成27年	▲ 22	26	71	▲ 45	156	133	23
平成28年	▲ 54	21	70	▲ 49	107	112	▲ 5
平成29年	▲ 54	24	87	▲ 63	126	117	9

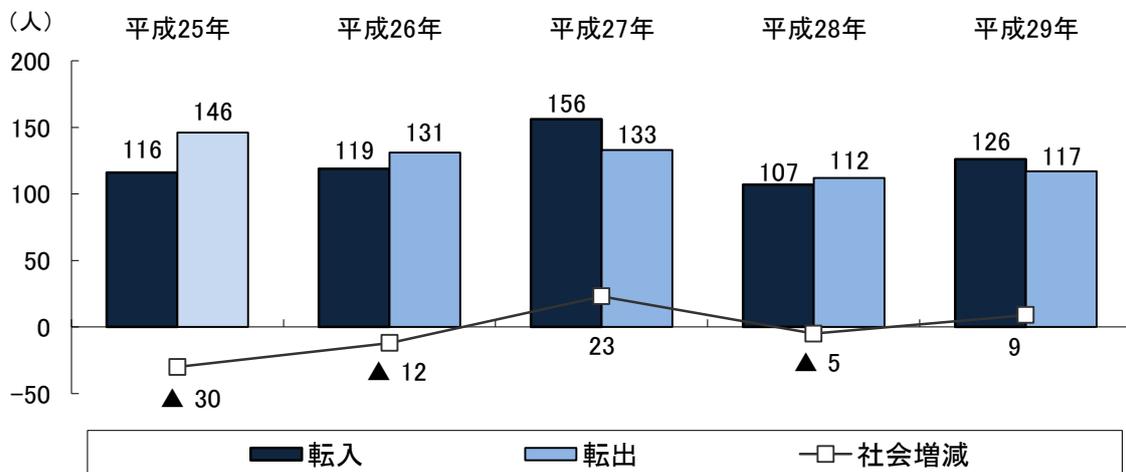
出典：人口動態総覧

【自然動態の推移】



出典：人口動態総覧

【社会動態の推移】



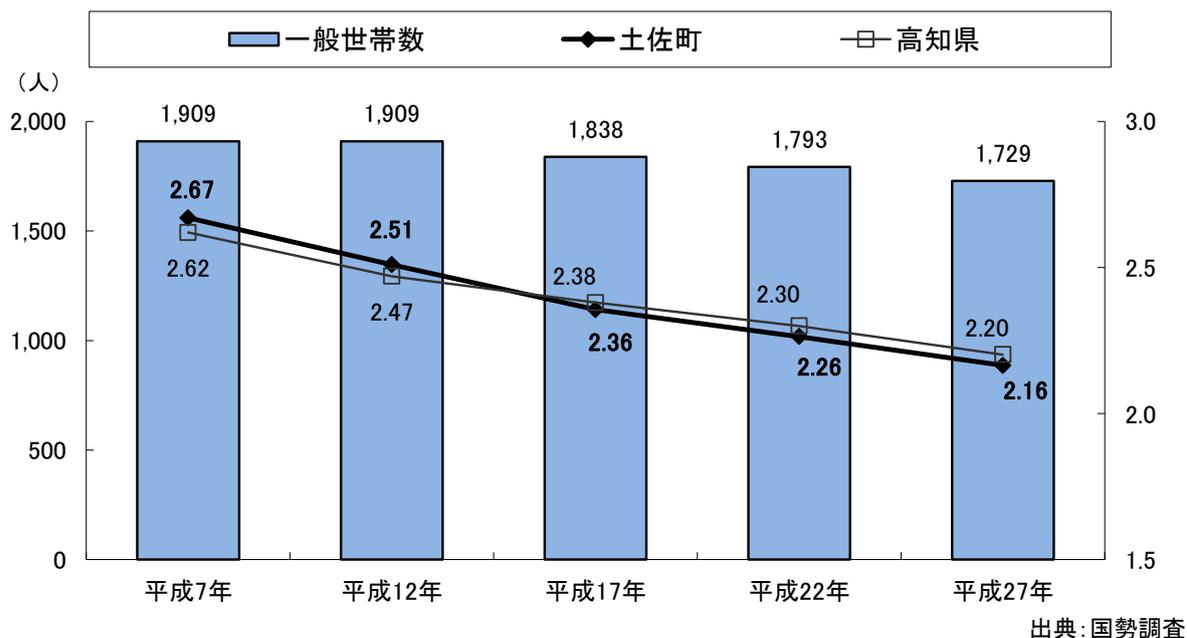
出典：人口動態総覧

## (6) 世帯の推移

一般世帯数は、平成7年、12年をピークに減少しており、平成27年では、1,729世帯となっています。

1世帯当たり人員は、平成7年から減少し続けており、平成17年を境に高知県の数値を下回っています。

【世帯数・世帯人員の推移】



【世帯構成 (平成27年)】

単位: (世帯)

	一般世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
土佐町	1,729	637	440	310	20	128	185	9	
	100%	36.8%	25.4%	17.9%	1.2%	7.4%	10.7%	0.5%	
高知県	100%	36.4%	21.4%	22.9%	1.6%	9.1%	7.8%	0.8%	
全国	100%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%	

出典: 国勢調査

【ひとり親世帯 (平成27年)】

単位: (世帯)

	一般世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
		土佐町	1,729	20	1.2%
高知県	318,086	5,986	1.9%	728	0.2%

出典: 国勢調査

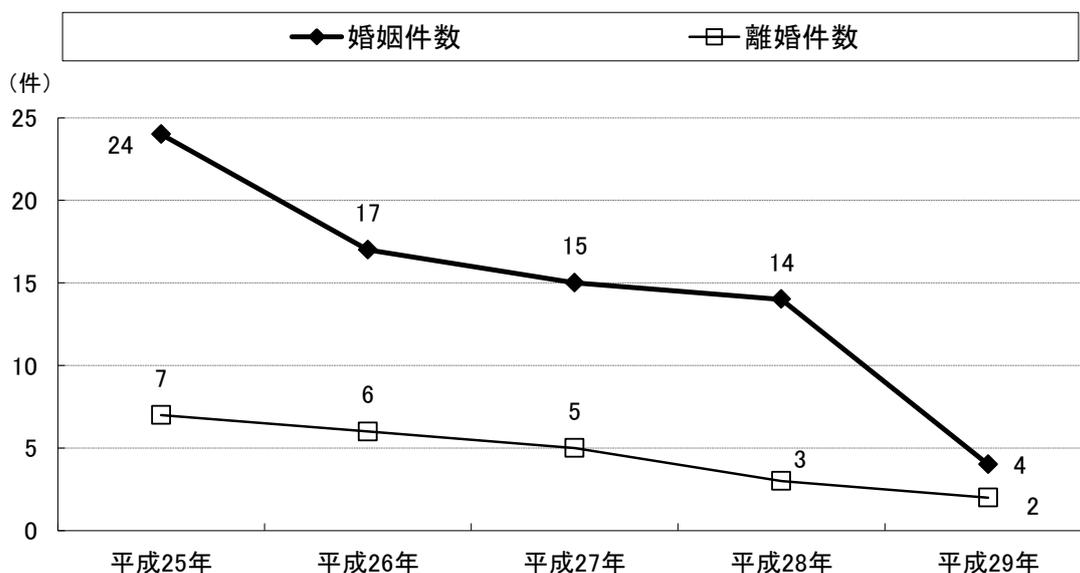
## 2 結婚・就業の動向

### (1) 婚姻・離婚の動向

直近5か年の婚姻件数は平成25年から減少を続けており、平成29年では平成25年の6分の1の数値となっています。

平成27年の15～49歳の未婚率をみると、男性は平成22年から0.8ポイント減少し、女性は1.6ポイント増加しています。

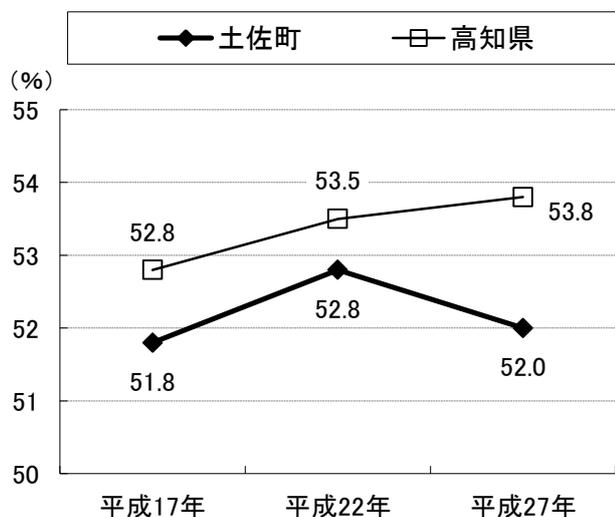
【婚姻・離婚件数の推移】



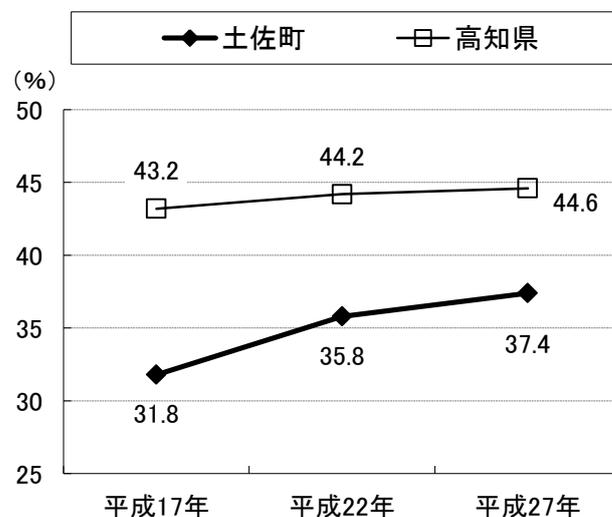
出典:人口動態総覧

【15～49歳 未婚率（性別）の推移】

(男性)



(女性)



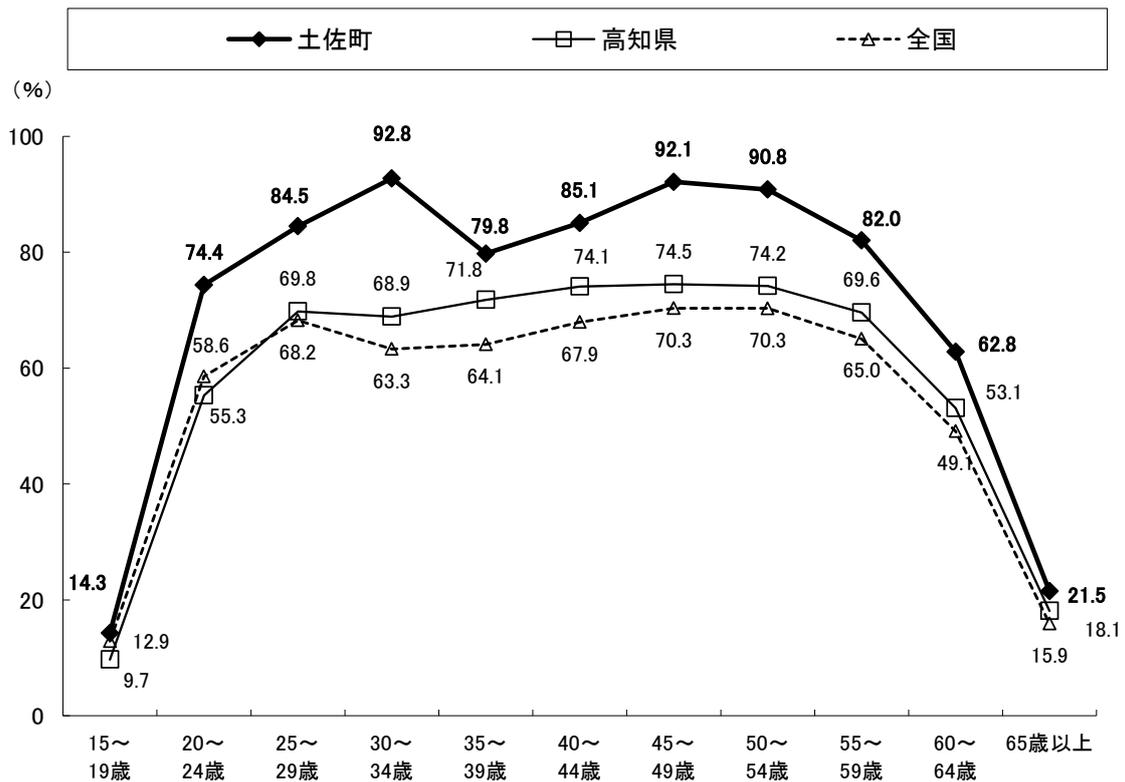
出典:国勢調査

## (2) 女性の就業率

女性の就業率は、全ての年齢区分において高知県、全国を上回っています。

アンケート調査によると、「フルタイムで就労」は就学前児童のいる世帯で59.3%、小学校児童のいる世帯で66.0%、「パートタイム、アルバイト等で就労」は就学前児童のいる世帯で17.6%、小学校児童のいる世帯で22.6%となっています。

【年齢別女性就業率（平成27年）】



出典: 国勢調査

### 3 保育園・学校の状況

#### (1) 保育園の状況

本町には町立保育園が1か所あります。

定員 135 名、受け入れ年齢は0～5歳で、現在 11 時間以上の延長保育は実施されていません。一時預かりは実施しています。

入所児童数は、平成 30 年までは増加傾向にありましたが、平成 31 年は前年から 10 名減少し、120 名となっています。

#### 【保育所（園）の概要】（4月1日現在）

単位：(人)

区分	名称	所在地	定員	入園 園児数	受け入れ 年齢	延長 保育	一時 預かり
町立	みつば保育園	土佐町田井1555番地	135	120	0～5才	0	0

#### 【みつば保育園入所児童数の推移】（4月1日現在）

単位：(人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
園児数	0歳	2	4	3	4	0
	1～2歳	35	30	41	44	39
	3歳以上	71	83	78	82	81
	計	108	117	122	130	120

## (2) 小・中学校の状況

本町には小学校と中学校が1つずつあり、いずれも公立です。また、これらは小中連携校となっています。

平成31年の小学校児童数は161人、中学校生徒数は70人となっています。

直近5か年を見ると、小学校児童数は増加傾向にありますが、中学校生徒数は減少傾向にあります。

### 【小・中学校の概要】（5月1日現在）

単位：(人)

区分		名称	所在地	学級数	在校 児童・生徒数
公立	小学校	土佐町小学校	高知県土佐郡土佐町宮古野1番地	6	161
公立	中学校	土佐町中学校	高知県土佐郡土佐町宮古野1番地	3	70

### 【土佐小・中学校の推移】（5月1日現在）

単位：(人)

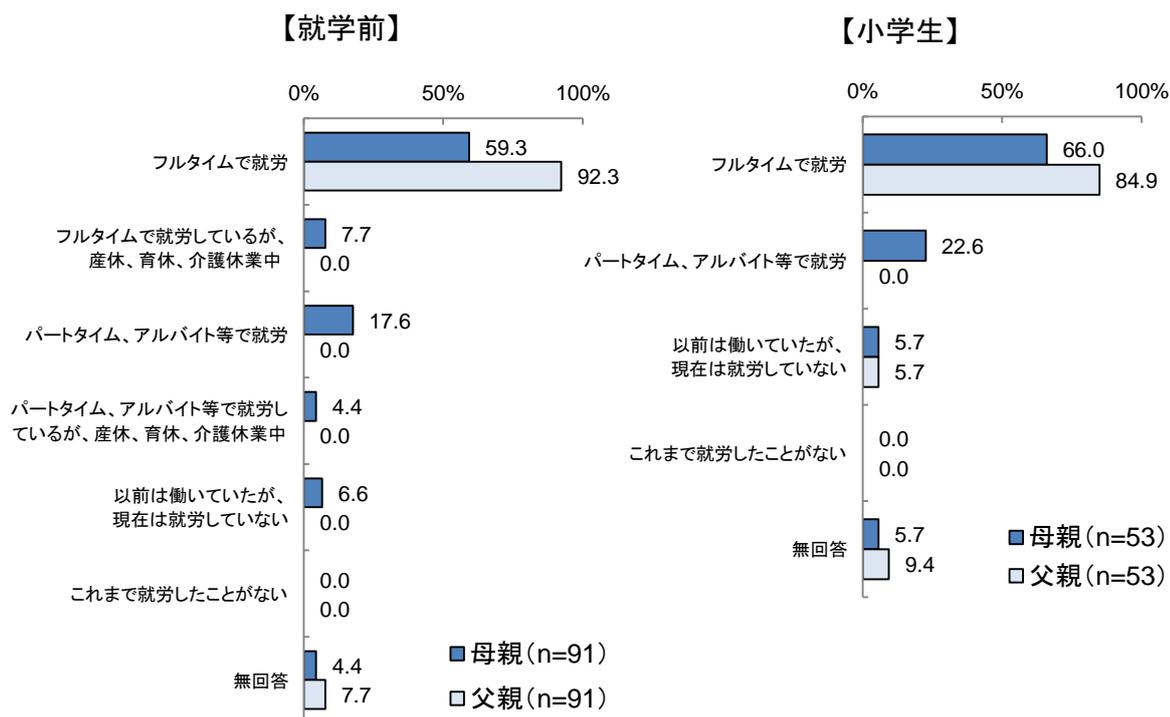
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学校	学級数	6	6	6	6	6
	特別支援学級	3	3	3	2	2
	児童数	148	150	151	153	161
中学校	学級数	3	3	3	3	3
	特別支援学級	0	0	0	2	3
	生徒数	81	79	74	70	70

## 4 アンケート調査結果の概要

### (1) 保護者の就労状況

保護者の就労状況をみると、就学前の「フルタイムで就労」では母親が59.3%、父親が92.3%となっており、小学生の同項目では、母親が66.0%、父親が84.9%となっています。

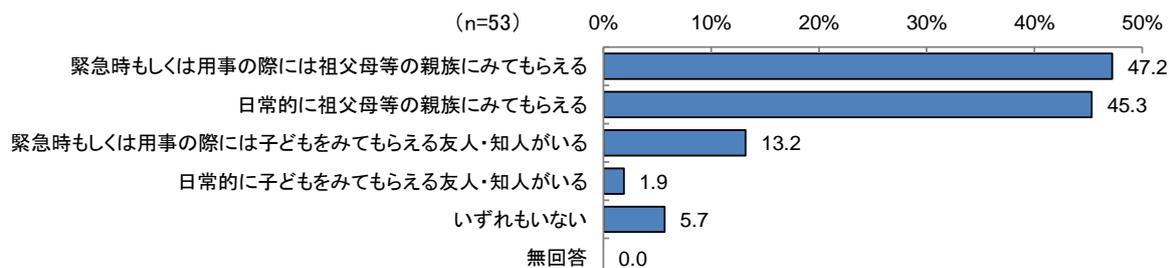
#### ◆保護者の就労状況



### (2) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が、ともに4割を超えています。

#### ◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無：小学生のみ

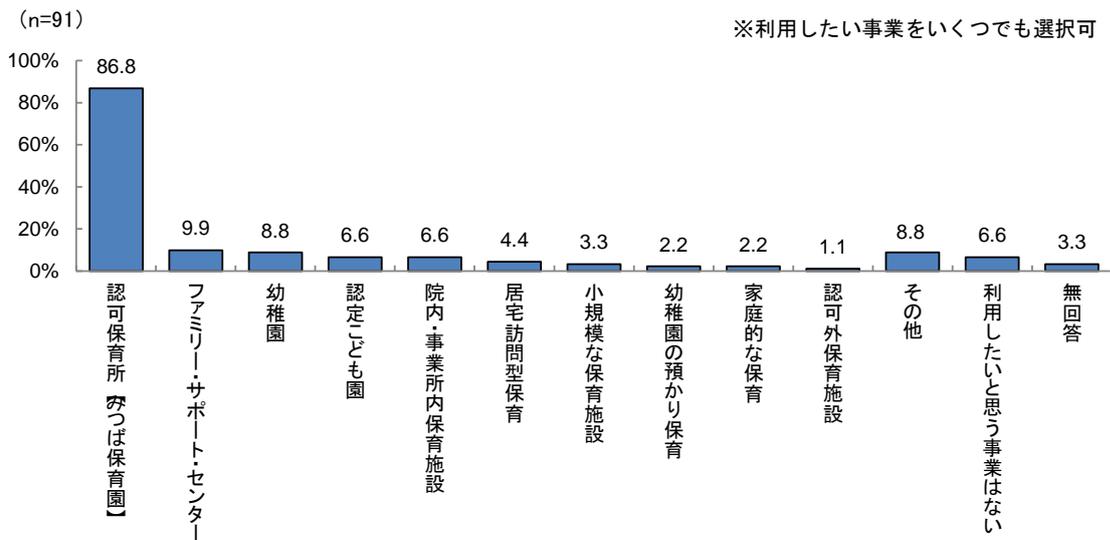


### (3) 平日に定期的に利用したい教育・保育の事業

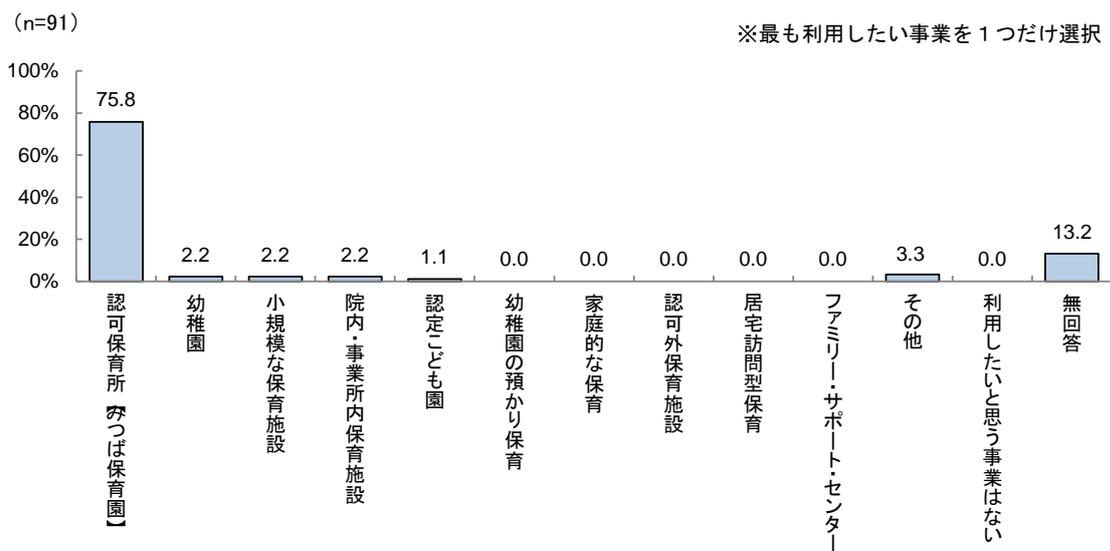
平日に定期的に利用したい教育・保育の事業をみると、「認可保育所【みつば保育園】」(86.8%)の利用希望が8割を超えており、次いで、「ファミリー・サポート・センター」(9.9%)「幼稚園」(8.8%)などとなっています。

また、利用を希望した事業の中で、特に利用したい事業についてみると、「認可保育所【みつば保育園】」(75.8%)が最も高くなっています。

#### ◆平日に定期的に利用したい教育・保育の事業：就学前のみ



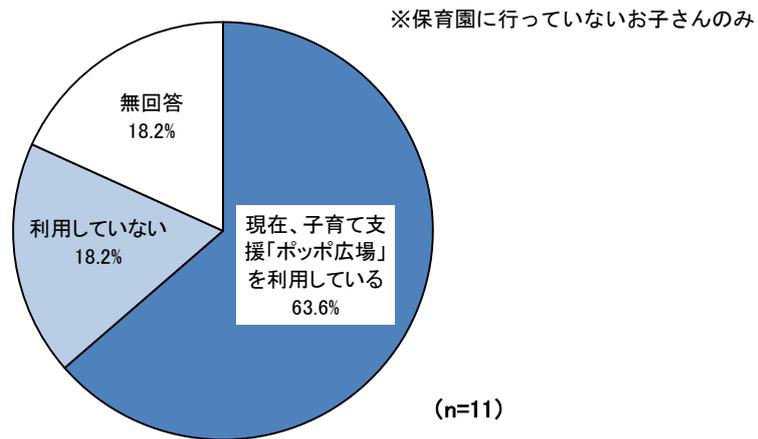
#### ◆平日に定期的に利用したい教育・保育の事業の中で最も利用したい事業：就学前のみ



#### (4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況では、「現在、子育て支援「ポップ広場」を利用している」が63.6%、「利用していない」が18.2%となっており、6割以上の方が事業を利用しています。

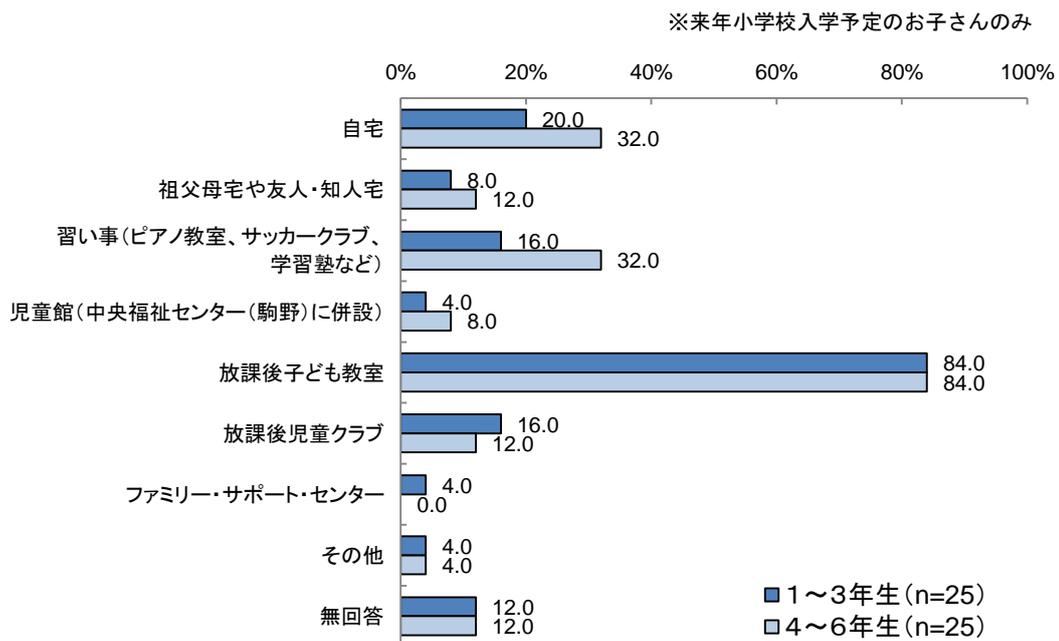
##### ◆地域子育て支援拠点事業の利用状況：就学前のみ



#### (5) 小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望

就学前児童の保護者が、小学校就学後、子どもを放課後どのような場所で過ごさせたいかをみると、1～3年生、4～6年生のいずれにおいても、「放課後子ども教室」の希望者が8割を超えています。

##### ◆小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望：就学前のみ

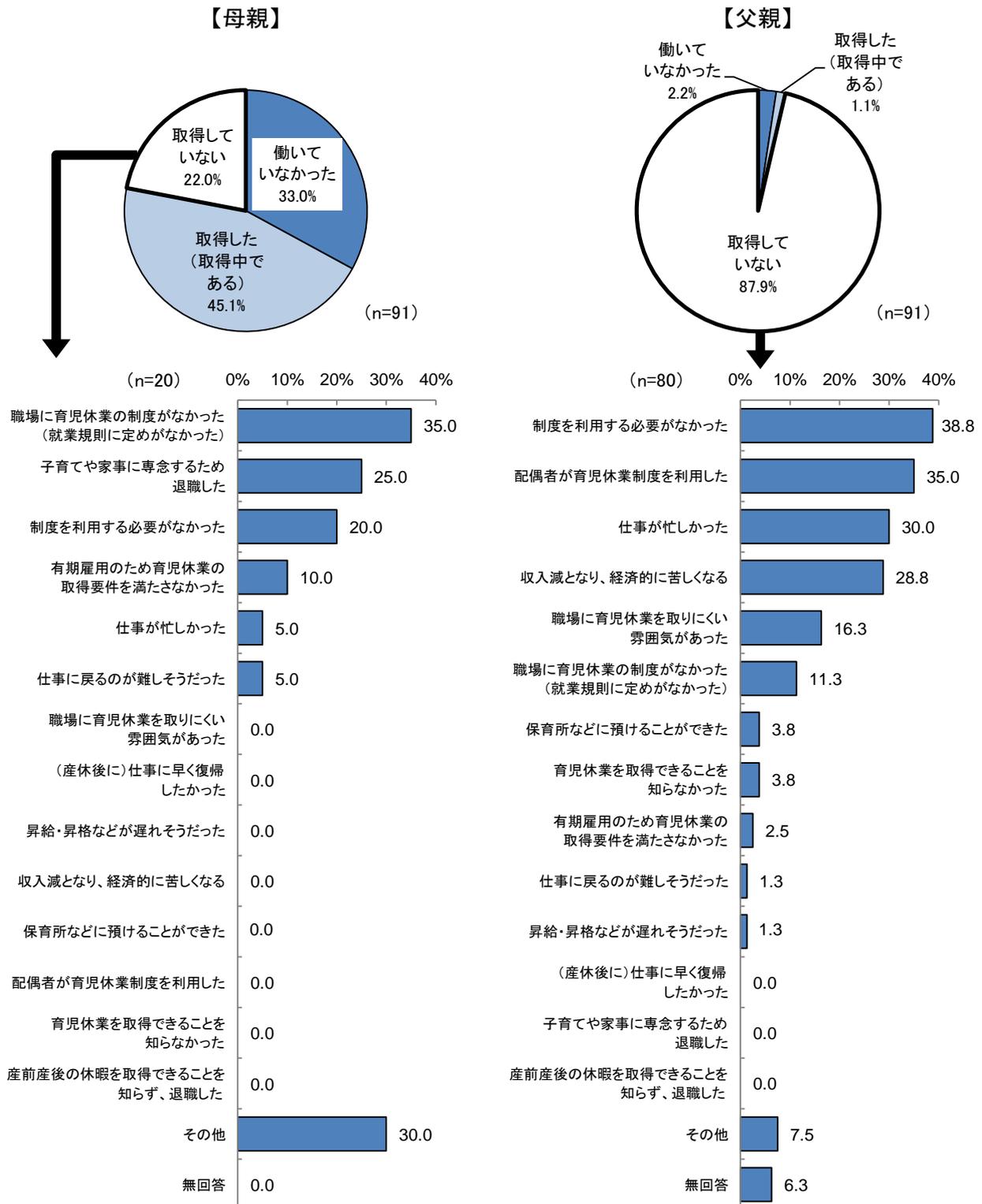


## (6) 育児休業の取得状況・取得していない理由

育児休業の取得状況を見ると、母親では、「取得した（取得中である）」が45.1%を占めているのに対し、父親では、1.1%と低く、「取得していない」が大半を占めています。

また、育児休業を取得していない主な理由は、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、父親では「制度を利用する必要がなかった」となっています。

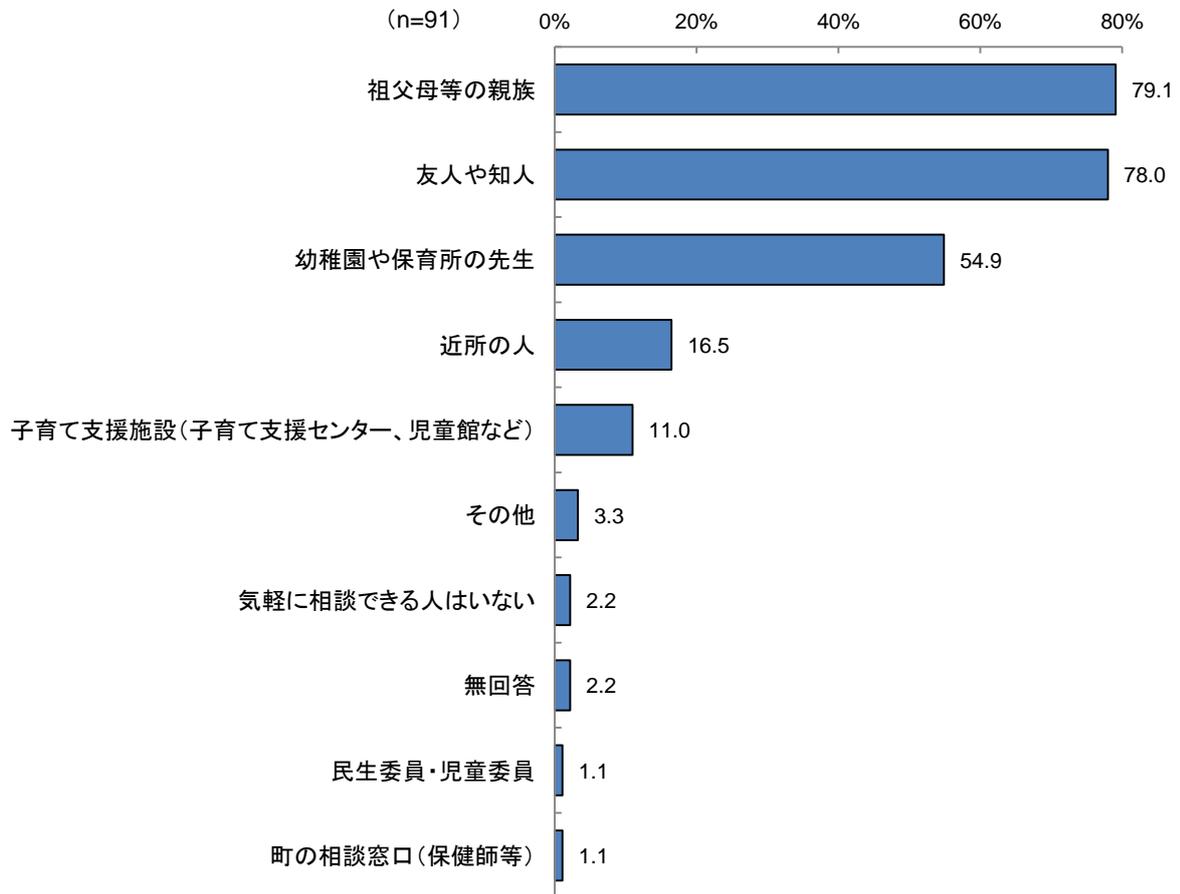
### ◆育児休業の取得状況・取得していない理由：就学前のみ



## (7) 子育てに関する悩みなどの相談相手

子育てに関する悩みなどの相談相手としては、「祖父母等の親族」が最も多く、次いで「友人や知人」「幼稚園や保育所の先生」などとなっています。

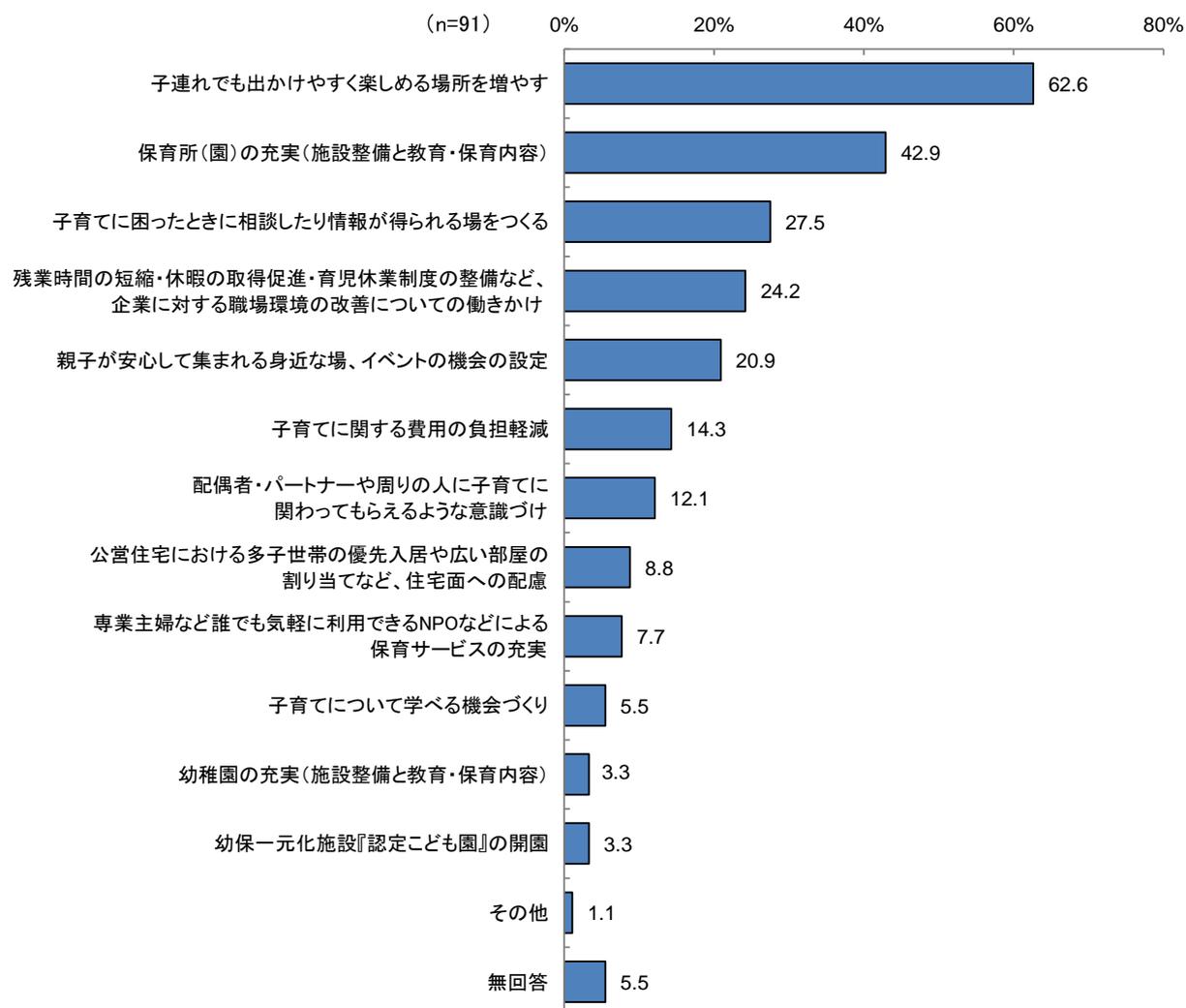
### ◆子育てに関する悩みなどの相談相手：就学前のみ



## (8) 子育て環境充実のための対策

子育て環境充実のために必要だと思うことをみると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が最も多く、次いで「保育所（園）の充実（施設整備と教育・保育内容）」「子育てに困ったときに相談したり情報が得られる場をつくる」などとなっています。

### ◆子育て環境充実のための対策案：就学前のみ

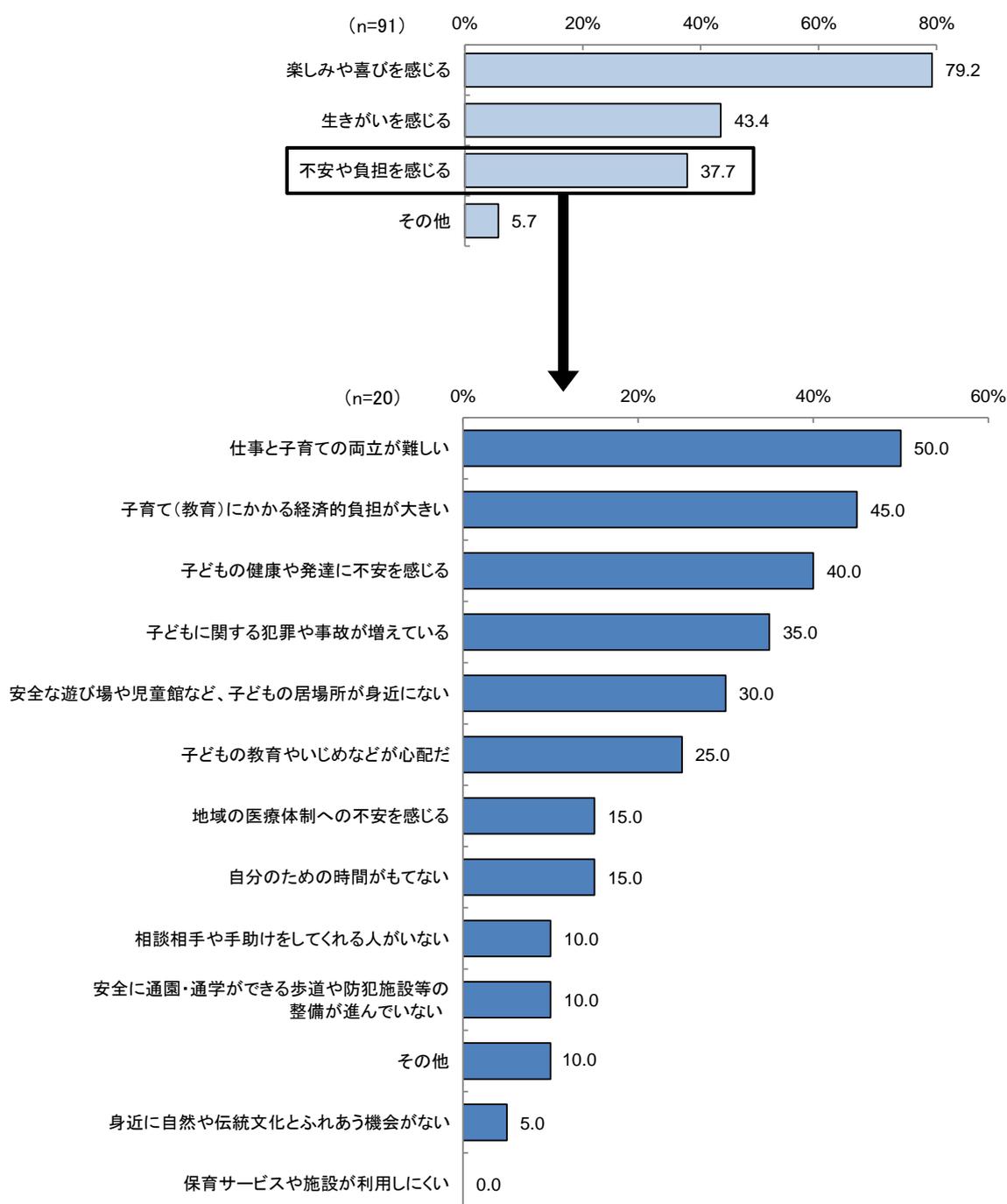


## (9) 子育てに関する感じ方

子育てに関する感じ方をみると、「楽しみや喜びを感じる」が最も多くなっています。しかし、一方で、3割を超える方が「不安や負担を感じる」と回答しています。

不安や負担を感じる理由としては、「仕事と子育ての両立が難しい」が最も多く、次いで「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」「子どもの健康や発達に不安を感じる」などとなっています。

### ◆子育てに関して感じること・不安や負担を感じる理由：小学生のみ



## 5 アンケート調査結果からの課題

- 母親の就労希望は、無償化の影響を受け、今後も就労希望が高まることが予想されます。保育ニーズも高まると考えられることから、今後も県等と連携しながら、保育士等の確保を図る必要があります。
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえない家庭の割合が 5.7%となっており、預け先のない家庭への支援も求められています。
- 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、本町で現在実施していない事業を希望する人も少数ながらいます。今後のニーズを把握しながら、可能な限り子育て家庭の選択の幅が広がるよう、教育・保育体制の整備を行うことが必要となっています。
- 地域子育て支援拠点事業の今後の利用状況をみると、「利用していない」の割合が 18.2%となっており、ポッポ広場を活用するための周知・情報提供を進めていく必要があります。
- 放課後の過ごし方の希望として、低学年・高学年ともに「放課後子ども教室」の割合が 84.0%と高くなっています。本町では現在放課後児童クラブは実施していませんが、放課後子ども教室がその役割も担っています。今後も地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に遊びをはじめ、勉強やスポーツ・文化活動などの交流を促進することで、子どもたちが地域社会の中で心豊かにたくましく生きぬく力を育む環境づくりを推進する必要があります。
- 母親の育児休業を取得した割合は 45.1%ですが、父親の取得した割合はわずか 1.1%と、いまだ低い水準となっています。また、父親が取得していない理由として「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが多くなっています。働き方改革を進めることで、子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参加できる環境をつくる必要があります。
- 就学前児童保護者の子育てに関する悩みなどの相談相手の状況をみると、「祖父母等の親族」の割合が 79.1%、「友人や知人」の割合が 78.0%、「保育所の先生」の割合が 54.9%となっています。一方、「気軽に相談できる人はいない」の割合が 2.2%となっており、相談先の情報提供、気軽に相談できる体制などを整えていくことが必要となっています。
- 子育て環境充実のために必要だと思うことは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が 62.6%と最も多く、親子の居場所・交流の場づくりが求められています。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての住民に共通する願いでもあります。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化してきています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

本町では、次の基本理念を掲げ、子どもの視点にたち、子どもが生きていくことの喜びを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みづくりを通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

本計画においても、前計画からの基本理念を継承し、地域社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目指します。

また、子ども・子育て支援法・基本指針に基づき、「父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有する」ということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できることをめざすものとします。

### 基本理念

みんなで「子育ち」「子育て」を支え、  
子どもが輝くまちづくり

## 2 基本目標

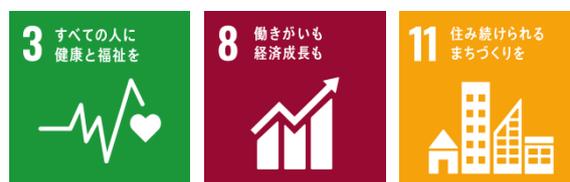
本計画では、基本理念「みんなで「子育て」「子育て」を支え、子どもが輝くまちづくり」を実現するために、次の3つの基本目標を設定し、各種施策を推進していきます。

### 基本目標1 安心して産み育てることのできるまちづくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、合理的配慮を必要とする障害のある子どもや虐待等によりケアを必要とする子ども、ひとり親家庭等への継続的な支援の充実を図ります。

また、子育てに魅力や喜び、楽しみを感じることができるよう、男女がともに子育てと仕事を両立できる環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備に努めます。

※



### 基本目標2 地域みんなで子育てを支え合うまちづくり

「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、保護者が子どもと向き合えるよう、地域の協働連携による子育て支援を通して、地域の宝である子どもたちを地域社会全体で育てていくとともに、親としての成長を支援していきます。



### 基本目標3 「自ら学び考え、行動する力」を育むまちづくり

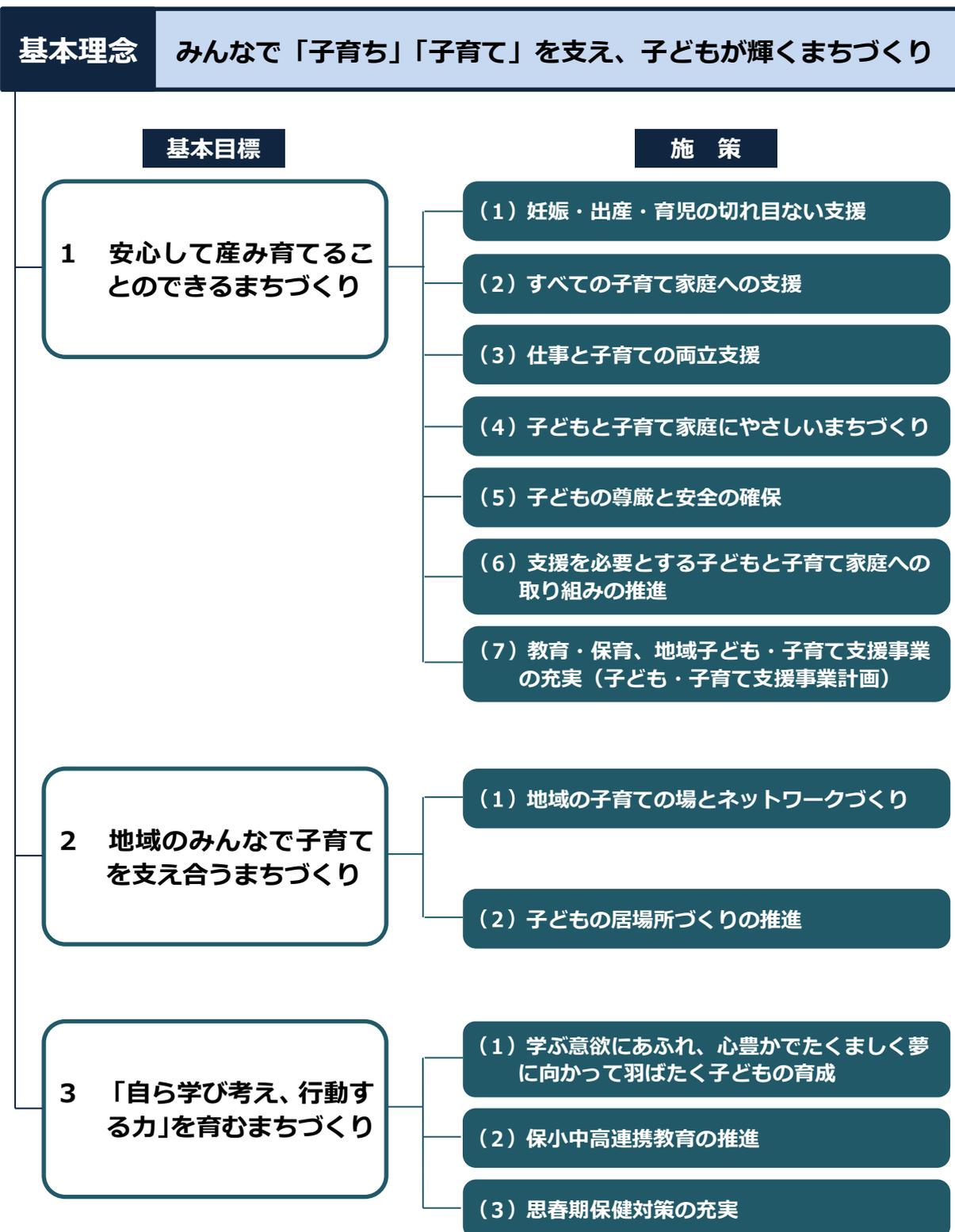
土佐町の将来を託す子どもたちが、社会・経済が大きく変化する時代の中で、自らの力で強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようになるためには、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び考え、行動する力」が必要となります。

こうした自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、保護者や地域、学校、教育委員会などが、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく、知・徳・体の調和のとれた子どもたちの育成に努めます。



※SDGsのゴール（達成目標）を示すアイコン

### 3 施策体系



# 第4章 施策の展開

## 1 安心して産み育てることのできるまちづくり

### (1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

子どもの健やかな心身の育ちは、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。核家族化や男女共同参画による女性の社会参加の進展に伴って、母子を取り巻く環境が大きく変化する中、出産や育児への不安感や負担感が大きくなっており、このことが安心して子どもを産み育てることを妨げています。

すべての子育て家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を受けながら安心して子育てができ、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくります。

#### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
母子健康手帳の交付	継続実施
妊産婦への支援	継続実施
乳児家庭全戸訪問事業	継続実施（詳細は第5章）
乳幼児健診の実施	継続実施
離乳食教室の実施	継続実施
食育の推進	継続実施
土佐町子育て情報 ～ミニガイドブック～ の配布	継続実施

### (2) すべての子育て家庭への支援

地域に子育ての相談や助け合いの相手がいないと、孤立して子育ての不安が強くなったり、忙しい毎日に疲れてしまったり、本来子育てを通じて感じられるはずの幸せを実感することができなくなります。また、地域の大人たちは、地域の子どもや子育て家庭と触れ合い、関わることで、子育ての幸せを感じる機会が得られると考えられます。

子育て中の保護者の孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができるよう、親子が集まり交流する環境や、子育てを応援したい地域の大人たちが、地域の子どもや子育て家庭と触れ合い、交流し、さりげないアドバイスが交わされるような環境が求められています。

すべての子育て家庭への支援を行うという観点から、各種相談支援や情報提供、親子のふれあい活動、遊び場の確保を進めます。また、子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策・事業について継続して実施していきます。

## 【施策の内容】

施策名	施策の方針
地域子育て支援センターの充実	継続実施
愛育広場の開催	継続実施
園庭開放の充実	継続実施
児童手当の支給	継続実施
出産育児一時金の支給	継続実施
乳幼児医療費助成	継続実施
新生児聴覚検査	継続実施
不妊治療費の助成	継続実施
土佐町独自の子育て支援制度*	継続実施

## ※土佐町での子育て支援制度関係（子育て支援施策の成果）

事業名	対象	支援要件	支援内容
結婚祝金	①土佐町で婚姻届を受理された方 ②他の市町村で婚姻届が受理され、その婚姻届が土佐町に送付された方 ③住民票の記載のため婚姻届を提出した市町村からその通知がされた方	①双方もしくは一方が土佐町に住民登録し、婚姻後も引き続き3年以上土佐町に定住する意思を有すること ②婚姻届の受理日において、夫婦どちらかが40歳未満であること ③当該世帯（婚姻前の世帯を含む）に対して、土佐町に納めるべき税、使用料、手数料、分担金などの滞納が無いこと	土佐町地区商工会の発行する商品券100,000円分
出産祝金	子どもが生まれた方	①土佐町に1年以上住所を有し、かつ居住し、引き続き将来共土佐町に居住する意思を有すること ②当該世帯に、土佐町に納めるべき税、使用料、手数料、分担金などの滞納がないこと	第1子及び第2子 50,000円 第3子以降 150,000円
出産育児一時金	子どもが生まれた方 （妊娠12週以上の死産・流産も対象）	国民健康保険に加入している者	420,000円の支給 （産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合は404,000円）
保育助成金	就学前の子どもを含むお子様3人以上ある方	①土佐町に1年以上住所を有し、かつ居住し、引き続き将来土佐町に居住する意思のあること ②当該世帯に土佐町に納めるべき税、使用料、手数料、分担金などの滞納がないこと	第3子以降就学前年度まで 年額60,000円 （年度途中から該当となった場合は月割）
県外での妊婦健康診査（助成）	妊婦の方	里帰り出産等の理由で県外の医療機関で妊婦健診をされる方	県外の医療機関で妊婦健診を受ける方への補助

事業名	対象	支援要件	支援内容
乳児検診	生後2か月～の子ども	乳児・1歳・1歳6か月・2歳 3歳児（1歳・2歳は町独自）	身体測定・診察・歯科・栄養・育児相談
すくすく相談	保護者と子ども	育児等について相談希望のある保護者と子ども	子どもの発達を専門としている心理士等が遊び方や日頃の関わり方など発達に関する相談に応じる。
保育料の減免	家庭で保育ができない保護者	就労・出産の前後、病気、心身障害・親族の看護・看護・求職活動中・起業準備・就学中・虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。	令和元年10月1日開始の国の3歳児以上保育無料化に先駆け、本町独自の政策で平成31年4月1日より0歳～保育料を無料。
認可外保育施設利用者補助	土佐町内の認可外保育施設に通所している児童の保護者	土佐町に1年以上住所を有し、かつ居住し、1日当たり4時間以上、かつ1月当たり15日以上の期間の契約をしている者	月額1万円の助成。
学校給食費無料	土佐町小中学生	土佐町小中学校に通う、土佐町在住の児童・生徒	学校給食費の無料。
奨学金返還免除制度	土佐町奨学金制度利用者	土佐町中学校→嶺北高校卒業後、大学専門学校等に通う、土佐町奨学金制度利用者	年間40時間以上の地域貢献を行うことによる奨学金返済の免除
チャイルドシート購入助成事業	満6歳未満の乳幼児を養育し又は保護する者	チャイルドシートを購入した日から起算して1年以内。	対象児1人あたり1台とし、1台10,000円（購入金額が10,000を下回る場合は購入金額を上限とする）
土佐町特定不妊治療費助成金	不妊治療をしている者	こ助成金の申請日において法律上の婚姻をしており、夫婦の一方又は双方が、1年以上継続して土佐町内に住所を有していること	特定不妊治療に要した費用の一部を、県の制度に上乗せして助成治療費から県助成金による助成額を差し引いた額ただし、当該額が15万円を超えるときは、15万円とする
土佐町福祉医療費助成	0歳児から18歳（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの子供	乳幼児及び児童等（以下「乳幼児等」という。）並びに重度心身障害者（重度心身障害児を含む。以下同じ。）の医療費の一部を助成	医療費無料
土佐町子育て短期支援事業	家庭において児童を養育することが一時的に困難になった者	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、社会的若しくは経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合	短期入所生活援助（ショートステイ）事業養育・保護の期間は7日以内とする。

### （３）仕事と子育ての両立支援

女性の就業率が向上し、共働き家庭が増える中で、子どもを安心して預けられる教育・保育施設を確保することが重要です。また、子育て家庭の働き方、環境や価値観が多様化しており、ニーズも多様化しています。このため、多様な働き方にあわせて柔軟に利用できる子育て支援事業の充実を図る必要があります。

仕事と生活、子育ての調和を進めるためには、職場や地域の理解や協力が不可欠です。育児休業制度は女性の取得は進みましたが、男性の取得率は依然として低い状況が続いています。性別に関わらず仕事と生活、子育ての調和を目指せるよう、家庭、企業や地域に対して啓発活動を進めます。

#### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
教育・保育、子育て支援事業の充実	継続実施
土曜保育の実施	継続実施
児童館の充実	継続実施
放課後子ども教室の充実	継続実施
育児休業制度の普及・啓発	継続実施
父親の育児参加の促進（講演会の開催等）	継続実施

### （４）子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子育て世代が広くゆとりある住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け住宅の供給に努めます。

また、子どもや親子連れが安全・安心に通行することができる道路交通環境や、安心して外出できる環境の整備を進めるとともに、公共施設のバリアフリー化等を推進します。

#### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
町営住宅の充実	継続実施
公共施設等のバリアフリー化の推進	継続実施
通学路危険箇所の点検・対策	継続実施

## (5) 子どもの尊厳と安全の確保

子どもへの虐待は、子どもの心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に将来の可能性をも奪うものであり、何人も子どもへの虐待を行ってはなりません。家庭訪問や乳幼児健診等を活かして、家庭との接触の機会を増やし、危険なサインを発見すること、情報提供や相談機会を増やしていくとともに、関係機関の連携を強化し、より効果的な支援を進めていきます。

また、子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防犯意識を高めるとともに、災害弱者である子どもを様々な危険から守るため、関係機関・団体との連携を強化し、子どもや保護者が安心して生活できるまちの整備を進めます。

さらに、交通の面において、危険予測能力が低い子どもは特に注意が必要であることから、正しい交通ルールの指導と交通安全意識の向上に努めます。

### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
児童虐待の予防・防止	継続実施
要保護児童対策地域協議会の機能充実	継続実施
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	継続実施
少年育成専門職員による巡回補導の推進	継続実施
「子ども110番の家」の設置と啓発	継続実施
保育所・学校施設の安全・備蓄等	継続実施
高知県安全教育プログラム等を使用した防災教育の推進	継続実施
保育園危機管理マニュアル・学校防災マニュアルに基づく防災・防犯訓練	継続実施
安全意識や交通マナーの向上	継続実施

## (6) 支援を必要とする子どもと子育て家庭への取り組みの推進

特別な支援を必要とする子どもは増える傾向にあります。障害や発達に心配がある子どもも一人の子どもとして尊重されて成長し、身近な地域の中で育まれることが大切です。そのために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮と専門的な支援を提供していくことが必要です。障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもへの施策については、「土佐町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。今後は嶺北地域または中央東圏域内や高知市など近隣市町村とも連携をとりながら、利用希望者が気軽に利用できるようなサービス提供体制の整備を図るように検討します。また、乳幼児期から早期支援につなげるための情報提供や相談窓口の充実、適切な療育を受けられる体制の整備、家族への支援、地域支援など、幅広く、成長段階に応じた切れ目のない顔の見える支援を行います。

また、ひとり親家庭等が自立した生活を営めるよう、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努め、相談事業や生活支援、経済的支援等、総合的な自立支援に努めます。

さらに、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、厳しい環境にある子どもたちへの支援を推進します。

### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
障害者総合支援法による各種サービスや地域生活支援事業等の充実	継続実施
保育所での障害児保育	継続実施
医療的ケア児への支援	継続実施
障害者医療費助成	継続実施
ひとり親家庭医療費助成制度の推進	継続実施
家庭支援推進保育事業	継続実施
放課後学習による学習保障	継続実施
準要保護制度による支援	継続実施
無利子の奨学金制度の活用	継続実施
就学援助費の給付	継続実施

## (7) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の充実

幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて、ニーズ調査結果等に基づき各事業の量の見込み（必要量）を設定し、必要量に応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を定めます。

### 【施策の内容】

教育・保育		方針
①教育・保育施設	3歳児未満	みつば保育園の定員を120名→135名へ拡大することで、待機児童の解消に努めています。
	3歳児以上	必要量は、みつば保育園で受け入れ可能となります。
地域子ども・子育て支援事業		方針
①利用者支援事業		子育て世代包括支援センター（母子保健型）の機能を有する拠点を中心に関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。
②時間外保育事業（延長保育）		引き続きみつば保育園の開所時間を18:30までの11時間とします。
③放課後児童健全育成事業		放課後児童クラブは実施予定はありません。本町では、放課後子ども教室で対応していきます。
④短期入所生活援助事業、トワイライトステイ事業		ショートステイ事業：町外3施設と委託契約し、実施体制を確保しています。 トワイライトステイ事業：ニーズに応じて、実施を検討します。
⑤乳児家庭全戸訪問事業		訪問率100%を目指します。
⑥養育支援訪問事業		引き続き養育が必要な家庭への支援を行います。
⑦地域子育て支援拠点事業		子育て支援センター『ポッポ広場』の充実に努めます。
⑧一時預かり事業		引き続きみつば保育園で1日3人までの受入れを行います。
⑨病児・病後児保育事業		受入体制を検討・調整しています。
⑩子育て援助活動事業（ファミリー・ヒートセンター）		ニーズに応じて、福祉的な部分で、地域ぐるみで預かり等子育て支援ができる体制づくりを検討します。
⑪妊婦健康診査事業		引き続き妊婦健診の充実に取り組みます。

## 2 地域みんなで子育てを支え合うまちづくり

### (1) 地域の子育ての場とネットワークづくり

地域の人材や既存施設などの多様な資源を生かしながら、地域の子育て・子育てを支援するボランティアを育成することが大切です。子どもの遊びやスポーツ、イベント、体験活動等について、個人、グループ、団体等が連携し、地域全体で子育てを支援するボランティアネットワークづくりを進め、子育て支援の充実や次世代を担う子どもの育成を行います。

また、世代間交流など、多様な支援体制づくりが課題となっており、子育て支援のネットワークは、子育ての相談や助け合いにとって重要であり、子どもたちが多くの大人たちの中で育つことは、自立に向けて良い経験になります。親と子を温かく見守る雰囲気や地域住民のなかに広がっていくように、住民意識の啓発を図ります。

#### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
土佐町学校応援団活動の推進	継続実施
世代間交流の推進	継続実施
学校応援団コーディネーター、ボランティア養成講座	継続実施
おはなしボランティア養成講座	継続実施
子ども会活動の充実	継続実施
家庭教育に関する学習会	継続実施

### (2) 子どもの居場所づくりの推進

すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

#### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
放課後子ども教室の充実	継続実施
放課後学び場応援	継続実施
子どもの学び場、交流の場づくり	継続実施
土佐町あったかふれあいセンター	継続実施
子ども食堂活動支援	継続実施
土佐町児童館での支援	継続実施

### 3 「自ら学び考え、行動する力」を育むまちづくり

(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもの育成  
 次代の親となる子どもが、社会で主体的に力強く対応できる、個性豊かで、健やかな身体、豊かな心、その子の最大の力が発揮できる確かな学力を持った人に育てることができるよう、学校の教育環境等の整備を図ります。

#### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
学力向上対策推進事業	継続実施
英語教育の推進（グローバル社会で活躍できる人材の育成）	継続実施
ICT教育の推進（ICT機器の整備、教員の指導力向上、児童生徒の情報活用能力の育成）	継続実施
豊かな心づくり（人権尊重教育の推進、道徳教育の推進、いじめ防止教育の推進）	継続実施
学習支援員、特別支援教育支援員、学校図書館支援員、教育活動サポーターの配置	継続実施
子育て教育講座の開催	継続実施
到達度把握検査の実施	継続実施
授業評価システムの構築	継続実施
総合的な学習時間の充実	継続実施
PTA 活動の充実	継続実施
世代間交流の推進【再掲】	継続実施
教職員による相互交流授業の推進	継続実施
教育支援センター事業	関係機関と調整しながら今後実施予定

## (2) 保小中高連携教育の推進

土佐町の良さを生かし、0歳から18歳までの子どもたちの発達や学びを円滑に接続する取り組みを連携・協働して行います。

### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
保小中連携、小中連携教育の充実（保小中連絡会・合同研修や授業交流等の推進）	継続実施
中高一貫教育の充実（中高連絡会の実施、合同研修や授業交流、部活動交流等の推進）	継続実施
保育から小学校・中学校への円滑な接続の推進（小1プロブレム・中1ギャップの解消）	継続実施

## (3) 思春期保健対策の充実

思春期特有の課題に対応していくために、スクールカウンセラーの配置による相談体制の充実を図るとともに、性や感染症に関する正しい知識の普及、飲酒や喫煙、薬物等の影響についての啓発と防止に取り組みます。

### 【施策の内容】

施策名	施策の方針
食育の推進【再掲】	継続実施
「早ね早おき朝ごはん」など基本的な生活習慣の確立	継続実施
スクールカウンセラーの配置による相談体制の充実	継続実施
性や感染症に関する正しい知識の普及啓発	継続実施
飲酒、喫煙、薬物乱用に関する啓発と防止教室	継続実施
歯科保健の推進	継続実施

# 第5章 事業計画

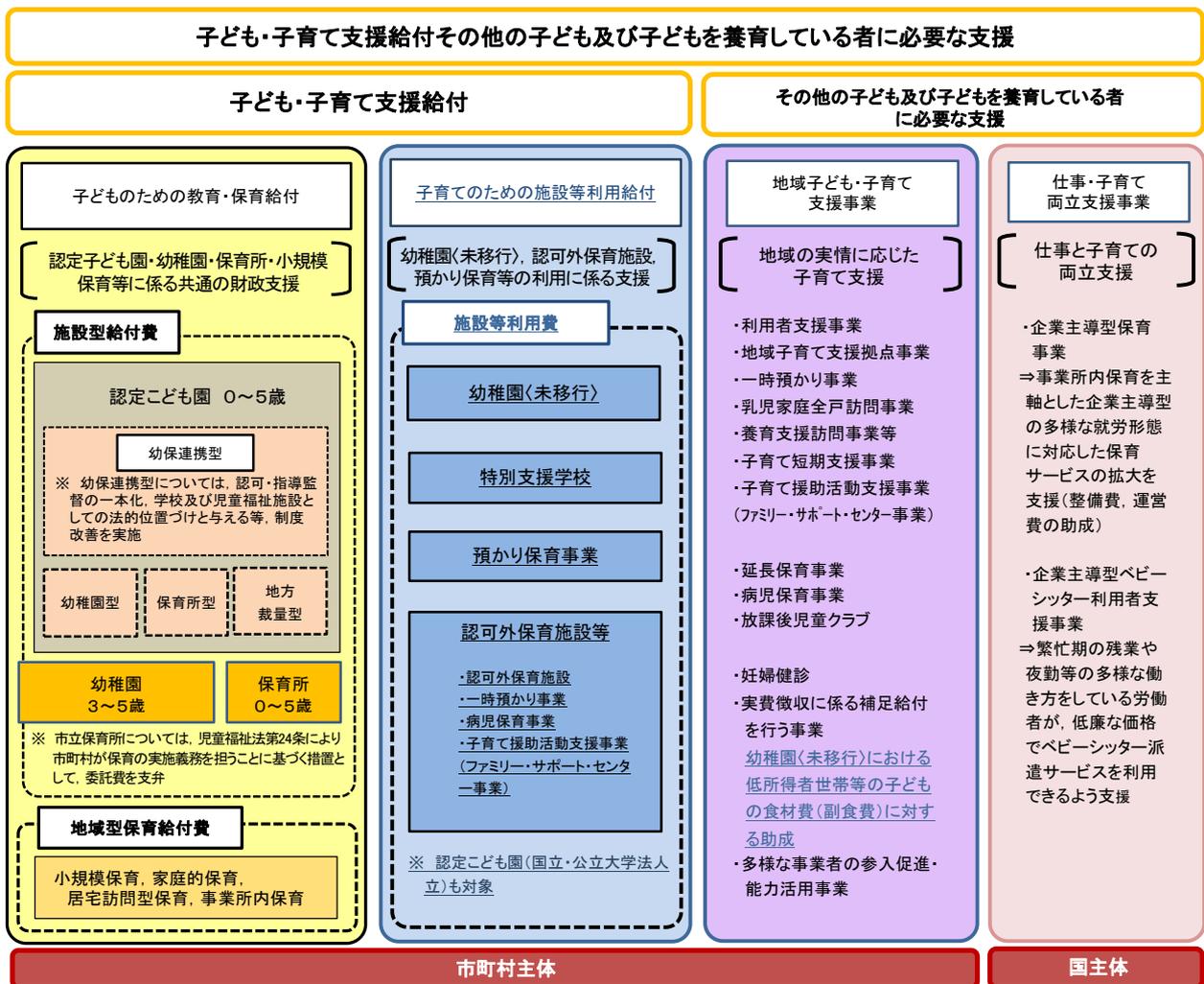
## 1 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で、市町村主体となるのは「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

【制度における給付・事業の全体像】



出典：内閣府「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について」

## 2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとされており、本町は、人口規模等を勘案して1区域に設定します。

## 3 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由に該当する子ども（保育を必要とする子ども）	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当する子ども（保育を必要とする子ども）	保育園、認定こども園、小規模保育等

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

### （1）教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障害児、外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて関係課等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

① 3歳以上の子ども

【1号認定：3～5歳児の見込み（町内に幼稚園なし）】

（実績）

（単位：人）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	0	0	0	0	0

（量の見込みと確保方策）

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	幼稚園 （特定教育・保育施設）	0	0	0	0
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【2号認定：3～5歳児の見込み（保育所）】

（実績）

（単位：人）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	71	82	78	82	81

（量の見込みと確保方策）

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	77	74	62	63	63
②確保方策	認可保育所 （特定教育・保育施設）	84	84	84	84
	幼稚園 （特定教育・保育施設）	0	0	0	0
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	0	0	0	0
	計	84	84	84	84
②－①	7	10	22	21	21

【確保方策】

◇必要量は、みつば保育園で受け入れ可能となります。

## ② 3歳未満の子ども

### 【3号認定：0歳児の見込み】

(実績)

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	7	7	7	8	9

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	7	7	7	7	7	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	9	9	9	9	8
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計	9	9	9	9	8
②－①	2	2	2	2	1	

### 【3号認定：1・2歳児の見込み】

(実績)

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	38	29	42	44	40

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	37	37	42	43	43	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	42	42	42	43	43
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計	42	42	42	43	43
②－①	5	5	0	0	0	

### 【確保方策】

- ◇みつば保育園の定員を 120 名→135 名へ拡大することで、待機児童の解消に努めます。
- ◇慢性的な保育士不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。

## （２）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

保育園でこれまで培ってきた知識・技能を活かした、幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育、子育て支援を提供していくためには、保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、保育園の認定こども園への移行について、今後、保護者及び関係者等の意見を聞きながら検討を行っていきます。

## （３）産休及び育休明けにおける特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的な教育・保育施設の充実に努めていきます。

## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業の内容】

◇子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(実績)

(単位：箇所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	0	0	0	0	0

(量の見込みと確保方策)

(単位：箇所)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	母子保健型	1	1	1	1

#### 【確保方策】

◇子育て世代包括支援センター（母子保健型）を中心に関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

### 【事業の内容】

◇乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◇1施設（子育て支援センター『ポップ広場』）で実施しており、平成30年度の利用実績は1,042人回（未就園児・保護者含む）となっています。

（実績）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	延利用回数 （人回）	2,124	2,681	2,421	1,042	1,650
	箇所数 （箇所）	1	1	1	1	1

（量の見込みと確保方策）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延利用回数 （人回）	2,167	2,167	2,387	2,387	2,387
②確保方策	箇所数 （箇所）	1	1	1	1	1

### 【確保方策】

◇保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はなく、現在の提供体制で必要量を確保できる見通しです。

◇今後も子育て支援センター『ポップ広場』の充実を図り、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めていきます。

## (3) 妊婦健康診査

### 【事業の内容】

◇妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◇本町では妊婦健康診査受診券を交付し、公費負担（14回）を実施しています。

◇県内の医療機関に委託しており、平成30年度実績は235人回となっています。

(実績)

(単位：人回)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	272	282	222	235	230

(量の見込みと確保方策)

(単位：人回)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	240	240	252	240	240
②確保方策	240	240	252	240	240
②－①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

◇今後も妊婦健康診査受診券の交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。また、医療機関との連携を図り、妊娠期の健康管理を充実させます。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の内容】

◇生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◇妊娠期からの切れ目のない支援を一体的に提供できるよう連携し、子育て支援の充実を図っています。

◇平成 30 年度実績は 18 人となっています。

(実績)

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	25	23	19	18	24

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	20	20	21	20	20
②確保方策	20	20	21	20	20
②－①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

◇提供体制は現状で確保できているため、今後も訪問率 100%をめざします。

## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業の内容】

◇乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◇平成30年度実績は38人となっています。

### (実績)

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	15	20	40	38	21

### (量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	35	35	35	35
②確保方策	36	35	35	35	35
②-①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

◇現在の提供体制を維持し、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の実施・充実を図ります。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業の内容】

◇保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

◇本町では町外3施設とショートステイの委託契約をしており、実施体制は確保していますが、この5年間の利用実績はありません。

### (実績)

〈ショートステイ〉		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	延利用日数 (人日)	0	0	0	0	0
	箇所数 (箇所)	3	3	3	3	3
〈トワイライトステイ〉		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	延利用日数 (人日)	0	0	0	0	0
	箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0

### (量の見込みと確保方策)

〈ショートステイ〉		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用日数 (人日)	3	3	3	3	3
②確保方策	延利用日数 (人日)	3	3	3	3	3
	箇所数 (箇所)	3	3	3	3	3
〈トワイライトステイ〉		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用日数 (人日)	0	0	0	0	0
②確保方策	延利用日数 (人日)	0	0	0	0	0
	箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

◇ショートステイについて、ニーズ調査に表れていないニーズや地域の状況から考え、緊急時に対応が可能な状況確保をするために、量の見込み、確保量を設定し、引き続き対応できるようにします。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業の内容】

◇地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行う事業です。

◇本町では実施していません。

### （実績）

（単位：人日）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	0	0	0	0	0

### （量の見込みと確保方策）

（単位：人日）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

◇ファミリー・サポート・センターと同じような機能を持った、地域ぐるみで預かり等ができる体制づくりも検討します。

## (8) 一時預かり事業

### 【事業の内容】

◇家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

### （実績）

（単位：人日）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	0	0	0	0	0

(量の見込みと確保方策)

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

**【確保方策】**

◇本町では幼稚園が無いため実施予定はありません。

**② 幼稚園以外の一時的預かり**

(実績)

(単位：人日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	7	31	2	11	0

(量の見込みと確保方策)

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保方策	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

**【確保方策】**

◇利用実績からみて、見込み量に対応できる体制は確保されており、引き続きみつば保育園で1日3人までの受入れを行います。

## (9) 延長保育事業

### 【事業の内容】

◇保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

◇令和元年度現在、みつば保育園は 7:30~18:30 までの開所時間（11 時間）となっており、11 時間を超える保育は行っていません。

### (実績)

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	0	0	0	0	0

### (量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

◇調査において、現状の 11 時間以上の保育を望む声は無かったため、今後の要望に応じて検討していきます。

## (10) 病児保育事業

### 【事業の内容】

◇病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

◇本町では実施していません。

### (実績)

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	0	0	0	0	0

(量の見込みと確保方策)

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	405	396	378	381	381
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲405	▲396	▲378	▲381	▲381

【確保方策】

◇病児保育事業の実施に向け、受入体制を検討・調整中です。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業の内容】

◇保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

◇本町では放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施していません。

◇本町では、放課後児童健全育成事業に代わる事業として放課後子ども教室を実施しており、放課後から下校時間までを有効活用した体験活動などを支援しています。

(実績)

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	0	0	0	0	0

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	8	8	9	8	8
	2年生	7	7	7	7	7
	3年生	6	5	6	6	5
	4年生	4	4	4	4	4
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	0	0	0	0	0
	計	28	27	29	28	27
②確保方策		0	0	0	0	0
②-①		▲28	▲27	▲29	▲28	▲27

### 【確保方策】

- ◇現状の放課後子ども教室でも放課後児童クラブの内容と遜色ないことから、本計画期間においては、放課後子ども教室を継続することとします。
- ◇放課後子ども教室において、放課後学び場応援、放課後体験活動を充実することで対応していきます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業の内容】

- ◇地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）の一つで、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策】

- ◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【事業の内容】

- ◇地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）の一つで、地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

### 【確保方策】

- ◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

# 第6章 計画の推進に向けて

## 1 推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課のみならず、家庭をはじめ、「子育て」に関わる主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア、企業・事業所など多くの関係機関・団体と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、町民（保護者）、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「土佐町子ども・子育て会議」において、各委員が活動の成果を報告し、定期的に計画の進捗状況の評価、事業の充実や見直しについての協議を行うことで、効果的な進行管理に努めます。

## 2 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係機関等の理解や協力、参画が重要となります。町のホームページ、広報、パンフレット等を活用して本計画の周知に努めます。

また、計画の進捗状況についても、町のホームページ等により公表することで、町民への周知を図ります。

## 3 国・県との連携

近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国や県と連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、関係部局間と連携し、円滑な事務の実施に向けた体制を整備します。